土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年11月28日認可した。

令和5年12月5日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土	地	改	良	事	業	名	
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助	土地改良	事業 (7	かんがい	排水事業)	東又	2号地区	
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助	土地改良	事業 (7	かんがい	排水事業)	塚脇:	地区	
IJ	単独県費補助	土地改良	事業(フ	かんがい	排水事業)	池戸	下所地区	
JJ	単独県費補助	土地改良	事業 (7	かんがい	排水事業)	大箕	池地区	
JJ	単独県費補助	土地改良	事業 (7	かんがい	排水事業)	西浦	谷地区	
II .	単独県費補助	土地改良	事業(フ	かんがい	排水事業)	平野	池地区	
高松市一宮土地改良区	単独県費補助	土地改良	事業(フ	かんがい	排水事業)	惣徳	地区	
IJ	単独県費補助	土地改良	事業 (7	かんがい	排水事業)	古水	4号地区	
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助	土地改良	事業 (7	かんがい	排水事業)	六条:	地区	